

北海道高等教育研究所 ニューズレター

第4号

発行日 2016年7月22日

発行：北海道高等教育研究所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1-1 1原田ビル 北海道私立大学教職員組合連合内

TEL:011-261-3820 FAX:011-272-8186

E-mail : doshikyoso@ybb.ne.jp http://jinken-net.org/heri/

もくじ

- ・2016年度総会におけるご挨拶 北海道高等教育研究所 代表理事 姉崎 洋一 1
- ・研究大会報告 国立大学政策の今日的課題 ～学問の自由・大学の自治の発展のために～
北海道高等教育研究所 理事 光本 滋（北海道大学） 2
- ・2016年度定期総会報告（2016年4月16日） 5
- ・設立1周年記念講演会のご案内 13

2016年度総会におけるご挨拶

北海道高等教育研究所 代表理事 姉崎 洋一

2015年5月22日に創設された北海道高等教育研究所（Hokkaido Institute of Higher Education; HIHE）も、この5月で1周年を迎えることになりました。わが研究所は、京都や東京で継続的に研究活動を行っている先輩格の研究会や研究所に見習いつつ地道な活動を展開してきました。北海道の地に根ざして、高等教育に関して多角的な視点と視野からアプローチするという役割は、この研究所の初心であり原点です。さて、研究所の第一の中心は、無論研究の推進であります。創立時の第1回研究会に続き、2015年9月25日には第2回研究会、2016年1月9日には、公開シンポジウム、さらに2016年4月16日には、研究所総会に続いて第3回研究大会を開催してきました。それぞれの内容と紹介は、ニューズレター（1-3号）に要旨が掲載されていますが、私大の学校法人会計基準、国内外の高等教育政策の動向分析、北海道の私学の現状と課題、国立大学法人化の現段階について、それぞれ重要な内容分析と討議を行ってきたといえます。なお、2016年1月の公開シンポジウム「危機に瀕する道内の大学-“不当解任”の学長に聞く」では、3つの大学の学長選考における重大な民主主義の蹂躪と損壊がなされたことについて、貴重な証言がなされ、裁判闘争やオンブズマン組織の進捗についても報告されました。第二に、研究所を支えるのは、組織と財政です。研究所の会員拡大については、個人会員、団体会員の組織化が歩みは緩やかですが着実に行われてきました。それらの会費が財政の中核ともなります。第三に、研究所としての調査活動については、新たな年度での具体的な目標を掲げてきたところです。第四は、この研究所の社会的認知を高めることです。まずは、会員のご尽力によってHPの立ち上げを行いました。さらなる広報活動についても、今後充実させていきたいと考えています。大学をめぐる現況は、決して楽観的なものではありませんが、この研究所の社会に対しての役割を自覚して、大いなる挑戦を試みていきましょう。

研究大会報告

国立大学政策の今日的課題 ～学問の自由・大学の自治の発展のために～

北海道高等教育研究所 理事 光本 滋（北海道大学）

1. 国立大学政策の経緯（戦後改革から国立大学法人化まで）

戦後改革を経て、大学は、憲法・教育基本法の理念の下、国民の基本的人権を保障するとともに、教育を通じてその条件の形成や内容の進展をはかる責務を負う機関となった。

当然のことながら、国立大学も、私立大学や公立大学と並んでこれらを担わなければならないわけであるが、いくつかの無視し得ない阻害要因が存在した。

それは、大学全般に関して言えば、第一に、設置者の違いを超えた学術体制の確立、およびそれと結びついた自治の伸張がはかられていないことである。端的に言って、大学自治は、設置者別、大学別の個別的な自治にとどまっており、そのあり方は分断的である。第二に、大学の発展にとって必須の財政制度の弱さである。これは、戦後の物価のインフレに比べて、大学に対する公財政支出の伸びがはるかに低い水準にとどまったこと、さらに、高等教育の拡大に追いついていないこと、私立大学に対する公財政支出を恒常的に行う体制の確立が遅れたことなどさまざまな面があるが、上記の学術体制と結びついた大学全体の財政を律する立法、および制度の不在と括ることができる。

さらに、国立大学に固有の問題としては、次の諸点を挙げることができる。第一に、社会に立脚した教育・研究の体制を打ち立てるという課題が未解決のまま残されたこと、第二に、大学間の格差化を固定・拡大するような組織・財政制度上の措置がとられてきたことである。中央教育審議会が1963年、1971年の二度にわたってまとめた答申は、教員候補者の選考等、法律に明示的に定められた事項を除き、大学の組織運営に関する権限を評議会に集中、管理運営のトップダウンを確立するとともに、大学を種別化（類型化）すべきとの方向を示してきた。基本的にその対象は国立大学であり、実態として行なってきた国立大学に対する国家統制を正当化し、さらに固定化していくねらいであったと見てよいだろう。

ところで、大学関係者は、大学運営に対する統制や大学間の格差づけの政策に対して、手をこまねいていたわけではない。特に、1970年代に入ると、内部規則の改正による大学構成員の管理運営への参加の拡大、大学の学問を社会や国民が直面しているさまざまな課題へと開いていこうとする立場からの授業科目・カリキュラムの改革などが精力的にとりくまれた。また、学部・大学院組織の新設・拡大を通じて、教育・研究分野の拡大と大学間の格差の是正も進められた。

他方、こうした大学側の働きかけを容れることと引き換えに、あるいは、大学側の要望を装いながら、政府が自身の主導する改革を国立大学に対して押しつけてきたことも見逃すべきではない。特に臨教審以降の規制緩和の中で、文部省は、大学学士課程の授業科目・卒業要件等の基準の「大綱化」、独立大学院・研究科など新組織の設置を可能とする省令改正を次々に行い、それに対応した改革案を大学につくらせ予算措置してきた。

1999年、大学の組織運営をトップダウン型にするとともに、外部からのコントロールを行いうる法令改正が行われた。こうした制度の改変をベースにして、続く国立大学法人化が強行されたのである。

2. 危機に立つ国立大学—法人法体制の12年—

(1) 問題の基本的構図

2004年に行われた国立大学法人化は、政府全体の行財政改革の一環であり、国家公務員数の削減の政治合意を推進力として実施された。独立行政法人通則法をベースとする国立大学法人法は、国立大学に対して政府の組織権と財政権を使った統制を行う際の枠組みを定めるものである。

法人化により学問の自由が侵害されるおそれがあることは多くの関係者の懸念するところとなり、広範な反対運動が展開された。その結果、憲法との関係から、国立大学法人法の立法の内容に修正が行われることになり、運用においてもいくつかの点で歯止めをかける必要があるとする政府見解が示された。

具体的には、①立法上の措置：「教育研究の特性」への配慮義務、中期目標の原案策定権、国立大学法人独自の評価制度、②運用上の措置：評価結果を受けとめての「検討」「所要の措置」は大学自身が行う、認可した中期目標に対する運営費交付金の確実な措置（国会における政府答弁）、③国会附帯決議：評価制度の適切な見直し、運営費交付金の確保などである。

しかしながら、国立大学法人第2期中期目標期間において、目標・評価制度に関する修正条項、および運用上の配慮により、法人化が学問の自由と大学の自治を侵すことにはならないという論理が完全に破綻していることが明らかになった。すなわち、修正条項に関しては、それを死文化する運用が横行し、運用上の配慮については、まったく徹底されていない。法人法の修正が行われた経緯に照らすならば、これは立憲主義の危機にほかならない。

(2) 第2期中期目標期間終了時の深刻な事態

第2期中期目標期間の最終年度にあたる2015年、国立大学のあり方をめぐって、深刻な事態が進展した。いわゆる「文系廃止」問題である。これは、6月8日付文部科学大臣「決定」が各大学へ通知されたことを発端として、学術会議声明や新聞報道などにより広く社会に知れ渡ることになった。

「文系廃止」をめぐっては、さまざまな論説が発表されているが、そこでの論点は、政府が大学に対して指示した内容に集中しており、内容がつけられるプロセスや指示の法的性質については顧みられていない。そこで、本稿では、後ろの二つに絞って、問題点を検討する。

第一に、文部科学大臣「決定」は、国立大学法人法に基づく「措置」だと言いながら、法的に必要とされる手続きを踏んでいない。法人法は、文部科学大臣が国立大学の中期目標期間終了時に行う組織・業務の在り方に関する「検討」および「措置」は、中期目標期間の終了時の業務実績に関する評価に基づくこととしている。しかしながら、実際には、第二期中期目標期間においては、中期目標期間の終了時の業務実績に関する評価は完了していない。前提条件が存在していない「決定」は法的に無効だといわなければならない。

第二に、大学評価を行う際の基準とされる中期目標（大学が原案を策定する）を無視して、何ら法的根拠を持たない「ミッションの再定義」（2012年4月の「大学改革実行プラン」に伴うもの）を踏まえた組織再編を求めていることである。国が大学の組織のあり方に直接的に介入するという、不当・違法であることはもちろん、違憲性すら疑わせる重大なやり方である。

文科省はさらに、中期目標原案と中期計画案に盛り込むべき内容を「所要の措置」と称して各国立大学法人に対して指示した（2015年12月1日）。法人法制定時の政府答弁を公然と反故にする措置である。また、中期目標・中期計画とは別に「戦略性が高く、意欲的な目標・計画」なるカテゴリーをつくり、大学側に提出を求めている。政府は国立大学に対して、超法規的措置による統制を際限なく進行させている。

(3) 大学制度の改革と大学改革

政府はさらに、国立大学法人制度の改革、および大学・高等教育制度の再編を行う構えである。2016年通常国会に提出された国立大学法人法改正法案は、一部国立大学法人を、大学の申請により文科大臣が「指定国立大学法人」として指定、文科大臣の認可により研究成果を活用する事業者へ出資することができる、「世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえ」た中期目標、「業務上の余裕金」（寄附金を原資として省令で定めるもの）を運用することができる、役職員の報酬・給与水準の特例などを定める。また、「指定国立大学法人」以外の国立大学法人にも、文科大臣の認可により、土地等の貸付けや「業務上の余裕金」運用の道を開く。要するに、国立大学法人の間に制度的な格差づけを行うとともに、全体が資産運用益などによる「自己収入」増加＝公財政支出の削減をめざすというものである。

このほか、文科省が選定する「審査事業者」が選考する一部研究者を、ポスト提供を申し出た全国の大学や研究機関に配置するという「卓越研究員」制度、「卓越研究員」制度を活用して産学官連携の「文理融合型」研究組織の形成をめざす「卓越大学院」制度などが具体化されつつある。

「卓越研究員」は、国による研究者の選別ともいえるべき問題をはらんでいる。卓越大学院制度は運営・責任体制が不明確となり、将来に禍根を残すことが懸念される。

3. 事態打開の方向と実践・研究上の課題

現在の大学政策の基本は、投資効率の極大化という観点から教育制度全体をリストラクチャリングするというもので、職業教育と非職業教育の分断、研究と教育の分離、大学の再編・種別化など、長年の政策課題を一挙にやり遂げるとともに、公財政支出の削減をも目論むものとなっている。国立大学もこの中におかれることにより、中期目標の自主的設定や専門的見地からの評価など、法人法制下でも学問の自由を何とか保持するために必須とされてきた制度や措置が次々と破壊されているのが実態である。

法人化以後12年の国立大学政策の実態からは、国家統制の排除に加えて、コンプライアンスと研究・教育のガバナンス（自治）の確立の重要性が浮き彫りになっている。地域の大学の発展、地域課題に応える大学づくりの観点からも、これらは課題だろう。

これらに向けて、北海道内においても学問分野の壁を超えた対話と共同をさまざまなレベルで進めるとともに、情報・経験の共有と研究をすすめていくことが求められる。

蓄積すべき情報を思いつくままに挙げるならば、大学自治の観点からは、内部規則、コンプライアンス、教職員の権利保障などに関するもの、社会的責任・地域的役割の観点からは、雇用・労働環境、教育機会の保障、継続教育・地域のエンパワーメントなどに関するものである。これらをまとめ、個別ないし地域単位の「大学レポート」を作成し、追加で必要な情報の明確化や比較分析手法の開発、近年の法改正および大学政策が地域の大学のあり方に及ぼした影響の解明、さらには問題の隠蔽と政策推進の具に陥っている現在の大学評価制度に代わる実質的な大学評価の推進などにつなげていくことが望まれる。これらは実質的な大学自治の強化へとつながるものだろう。

※本報告は、2016年4月16日に開催された北海道高等教育研究所研究大会（北星学園大学）における報告内容を整理したものである。研究大会では、戦前の大学の体制と自治の問題、運営費交付金と国立大学法人財政制度の問題に関する検討も行ったが、紙幅の都合により割愛した。

2016年度定期総会報告（2016年4月16日）

はじめに

わが国の高等教育をめぐる情勢は、厳しく、高等教育関係者はもとより、関係する父母をはじめ多くの国民が、その打開に腐心しているところである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声は日増しにそのひろがりを見せている。このような状況のもと教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道高等教育、特に、北海道の私立大・私学、国公立大の運動に寄与することを目的に、我々は昨年北海道高等教育研究所を設立した。この研究所は、教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめる、高等教育の実践活動（高等教育運動、私大・私学運動）の発展に貢献することを最大の責務としている（設立目的）。このような設立目的にそって、1年間の事業計画を実践してきた。本総会では、このような事業計画に基づく実践を総括し、2016年度の計画を提案するものである。

Ⅰ. 2015年度活動のまとめ（ニューズレター第1号参照）

1. 調査研究活動

日本の高等教育は、安倍政府のいわゆる新自由主義的な教育・大学改革によって、「研究・学術の荒廃をもたらすばかりか、大学教育の荒廃を生み出しつつある」。「大学の差別的な機能分化論」という強制がもたらされている。そして、政府は、「国際的な研究水準をめざし、グローバル人材の輩出をめざす一部のエリート大学には研究・教育資金を集中するが、大多数の大学生が学ぶ私立大学や地方国立大学は『職業訓練校』としてカネをかけずにマスプロ教育をすればよいとしている」のである。「旧教育基本法が排除しようとしてきた政治権力の教育への介入、すなわち政府・財界のめざす人材供給論が、初等・中等教育ばかりではなく学問の自由・大学の自治を基本原理とする高等教育（大学教育）にも浸透しつつある」注1）。

この国家干渉や統制への方向づけをしたのは、第一次安倍自公政権のもとで2006年に強行された教育基本法の改悪である。そして、さらに第二次安倍自公政府は2014年6月には、学校教育法を改悪した。これは、教授会権限の明確化を口実に重要な権限を剥奪すると同時に、学長に権限を集中するもので、「学問の自由」や「大学の自治」を無視した大改悪である。私立大学においては、文科省の学校教育法の「施行通知」によって、学長の権限強化に加えて、学長を専断的に任命するなどの理事会の権限を「不当に」強化したものである注2）。

このような政府の新自由主義的な政策が追求され浸透し、地方の国立大学はもちろんであるが、大学教育の中心である私立大、とりわけ多くの地方の私立大学は危機的状況に追い込まれている。

注1) 米田貢「『大学改革』の対抗軸はなにか」、佐久間英俊「日本の私立大学の危機的状況と解決の方向」『日本の科学者』（本の泉社、2015.7）などの論文を、引用、参照。

注2) 私大教連「基調報告」（20頁～28頁）『第26回全国私立大学教育研究集会』（2015.8）を引用。

2. 北海道の私大・国立大学、高等教育の現状と課題

わが国の高等教育をめぐる情勢は、安倍自民党政府の新自由主義的な高等教育政策、貧困な大学政策と関連して、厳しさが拡大してきている。とりわけ、北海道など地方における私立大学は教育を行ううえでの、教育の「質」の充実を担う教員、職員の確保に厳しい状況にある。教育・研究施設の整備はもとより、人件費の確保にも苦勞する状況にある。その最大の要因の一つとしては、18歳人口の減少と相まって、入学者の減少が進んでおり、道内の60%近い私大・短大が定員割れをおこしてきている。このことが原因で私立大学法人経営の財政的な悪化も現実的な問題となってきている。これらの大学では、教育研究費の削減から人件費の一部である「手当」の大幅なカットや、基本給まで下げる動きもでてきているのである。しかし、困難な条件のなかでも、真に学生・生徒のための教育の充実や教育環境の整備、教育の再建を求める地道な努力が続けられており、関係者の声や努力は着実にひろがりをみせてきている。こうした事態のもと、2015年5月22日、「北海道では高等教育・研究運動の前進をはかると同時に、北海道の高等教育、私大・私学と教育の運動に寄与することを目的」として、我々は北海道高等教育研究所を設立したところである。この研究所は、「高等教育・研究活動の自主的・民主的な発展に寄与することを目的としたものであり、そのために高等教育活動の実践家と研究者の共同の活動をすすめ、高等教育の実践活動（高等教育・私学教育運動）の発展等に貢献する」ことを最大の責務としている。

今日、我が国の貧困な大学・高等教育政策のもとで、厳しさを増している北海道の中心的な私大や、私立高校などの高等教育の現状把握を行い、抱えている困難な課題や問題点を明らかにし、解決の方向性を求めて、2015年度の研究活動を行った。具体的には、検討課題を明確にするための研究と調査活動を、職場と地域の会員・会員団体の協力で日常的にすすめ、その研究を深め、交流をはかってきた。そして、研究成果については、次のように適宜、研究(大)会・集会や公開シンポジウムなどを行ってきた。

3. 研究大会・研究集会の開催について

(1) 研究大会・研究集会

次のような取組みを、上記のような趣旨から実施してきた。

1) 2015. 9. 25の研究会—「大学政策の今日的課題」について—

これについては、北海道高等教育研究所ニューズレター 第2号で詳細に報告したとおりである。また、この継続として、次のような報告を研究大会で実施した。

2) 2016年4月16日に「大学政策の今日的課題」として、研究大会を行った。

①報告者について

2015年9月の中間報告を踏まえて、小山代表理事と光本理事に報告をしてもらうことになったが、今回は、「国立大学政策の今日的課題」として光本 滋 理事にのみ報告を行った。なお、「世界の大学改革モデル～ヨーロッパとアジアの大学では～」として小山 修 代表理事にはのちほど報告することにした。場所については、北星大学第2研究棟地階・第3会議室とした。

2016年4月16日の研究大会においては、光本理事の報告と討論を行い、多くの方から質疑が行われ、国立大学の政策の課題が明らかになった(先に報告済みである)。

(参加者 19名)

以上のような取組みで、国立・私立大学が共通して、国の政策のもと危機的な状況になってきている状況の一端を明らかにしてきた。

2) 受託研究・調査活動

会員内外の個人や団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行うとして、道私大教連から大学の新入生家計負担調査など受託をした。しかし、このアンケート調査が1大学のみで、北海道としての調査結果分析にはできないという判断から事業を実施することができなかった。

4. 事業活動

上記の設立目的にそって、会員・会員団体の研究・調査活動や、その交流を活発にし、その成果を普及するため、つぎの事業を行うという方針であった。これに基づき、実施状況はつぎのとおりである。

(1) 研究事業

1) 北海道高等教育の現状把握と課題抽出、北海道私大教育と組織の実状把握調査、北海道私大における教育と研究の課題抽出などの研究

○ 私立高校生の意向調査(公立高校生の意向調査)

2) 受託事業 一大学の「新入生父母家計負担調査と分析」

以上の研究事業については、報告会・研究大会において、一部研究成果として報告した。しかし、2015年度は受託事業としてのアンケート調査などは実施できなかった。

(2) 研究例会・講演会

1) 研究例会・セミナー

研究例会として、道私大教連の活動の一環としてともに、下記のセミナーに取り組んだ。

○ 第1回研究会、セミナー 新たな学校法人会計基準と大学づくり

講師 野中郁江(明大教授、日本私大教連委員長)

山崎真理子 (東京高等教育研究所研究員)

2) 2016年1月9日 危機に瀕する道内の大学 公開シンポ(第1弾)

今日、日本国憲法の精神に基づく「大学自治」が北海道から瓦解が進んでいる。私立・国立を問わず事件が頻発し、教職員の選挙で選ばれた学長の解任・更迭や、学内教職員投票で1位にもかかわらず、学長に選出されないという事例などが相次ぐというように大学が無法地帯化しつつある。こうした事態を憂慮し、全大教北海道、道私大教連、北海道高等教育研究所、酪農学園の建学の精神と教育を守る会、個人が組織し参加したシンポジウム実行委員会は、このままでは北海道の国公立大学の存続が危ういという認識から、今後の道内の大学のあり方、発展の方向を問うという趣旨で表記のテーマで公開シンポを開催した。今回、次のような方々から下記の趣旨から報告をお願いした。

報告内容としては、第1に、学長解任(学長に選任されなかったの)はどのように行われたのか。第2に、相手の解任(選任しなかったこと)にはどこが問題であったと報告者は考えているのか。第3に、これに対して、それぞれ何故に、どのような想いで訴訟に踏み切ったのか。そして第4に、現在報告者が直面している状況・問題と、どのような行動をとっているのか(とろうとしているのか)など報告してもらったことにした。

① 干場信司前酪農学園大学学長報告：干場氏は、昨日(1月8日)、酪農学園を相手に札幌地裁に提訴している(2015年7月14日の学長解任に対して不当解任として提訴)。このように、提訴するに至った理由等を報告してもらった。

② 寺本前専修短大学長報告：寺本氏は、2015年12月に地裁の一審で「不当」判決を受けて、ただちに12月に高裁に控訴しています。地裁から高裁へと提訴に至った理由と、高裁への想いを報告してもらった。

③ 神田元道教育大副学長の報告：神田氏に関連しては、神田副学長が選任されなかった(480名の投票、250対208で神田票が多かったにもかかわらず選任されなかった)ことに対して、学長任命取り消しの裁判が2013年一審判決、2014年二審判決と行われたが、原告の訴えは認められなかった。このような経緯と、現在、これに対してどのような対応や取り組みをしているのかを報告してもらった。これらの報告をもとに、最近の行動や大学の自治破壊に対して、本来の憲法に保障された大学の自治の在り方や、それぞれの大学での取組の共通点や相違点、今後の大学のあり方についてなどを、語ってもらった。当日は、70余名の方々が参加し、活発な議論が行われ、研究所の研究課題も幾つか明らかになった。具体的には、ニュースレター第3号として4月1日に発行した。

(3) 日常的な活動

1) 情報誌・「北海道高等教育研究所ニュースレター」の発行

本研究所の情報誌的な役割を果たし、ほぼ予定どおりの発行ができた。具体的には、つぎのとおりである。

創刊号 代表理事の挨拶、設立総会、事業基本計画、予算、役員選出など。2015年7月31日発行。
第2号、研究報告を中心に2015年11月30日発行。第3号は、公開シンポを中心に2016年4月1日に発行。

2) 所報「研究」の発行

報告予定者などを計画したが、2015年度の発行はできなかった。

なお、報告者は、これまで研究会等で報告された方や、理事・監事、会員に報告論文を依頼する。また、論文については10000字程度で、英文タイトルと氏名と、報告論文の英文要旨をできるだけつけることにした。

3) 講演会の開催や講師等の斡旋など。

私教協へ、財務に関する学習会の講師派遣—酪農大 森忠大氏を派遣

5. 組織活動

(1) 呼びかけについて

「本研究所は、学校教育と社会教育、そして高等教育学校の現状問題を解決し、高等教育、私大・私学教育の民主化を実践しようとする良識ある多くの人びとと団体に、広く参加をよびかけ、ともに研究所活動を担われることを訴える。」という呼びかけのもと、次のような組織目標を設定し取り組んだ。

(2) 2015年度の組織の目標

① 個人会員 50名 ② 団体会員 11 団体 ③ 賛助会員・団体 5会員・団体

この間、会員は着実に増加し、個人会員は2015年12月末で37人、団体会員 5 団体となっている。このほか、団体会員として、全大教北海道などの加入が予定されている。

6. 理事・監事会などの活動について

国内外の高等教育の研究課題に関する研究集会、研究例会の企画、及び大学教育に関する調査研究など、事業計画に基づく具体化の検討などを行うために、理事・監事会を4回開催した。

具体的には、研究例会などの実施状況は3回のニューズレターなどに掲載したとおりである。また、事業実施状況はこれまで述べたとおりである。

また、今年度、初年度ということから理事(監事)会には、ほとんどの方の出席のもと、4回の理事・監事会が精力的に実施された。さらに、監事による会計監査を4月に実施した。

7. 2015年度の予算と決算

(1) 予算

今年度の予算は、初年度ということから大枠として、次のように収入見込みを立ててスタートした。会費の収入として、2万円、北海道私大教連からの団体会費等80万円、賛助会員5万円の予定にした。また、支出としては、事業費、会議費、事務費、出張費などを実際にかかった費用を計上した。

(2) 決算

2015年度(2015年5月～2016年3月)の会計監査を神沼監事と岡部監事より受けた。

2015年度決算書

◆収入の部 (2015年度決算)

(円)

2015決算		備考
20,000	会費収入(個人8名分)	
974,722	団体会費収入(道私大教連76.5・私大助成推進協21)	未収は次年度へ
94,500	事業費収入(行事参加費・資料代)	
10,026	雑収入(設立祝金=東京研究所1、受取利息)	
1,099,248	計	

◆支出の部

(円)

2015決算		備考
165,935	会議費(理事会、事務局会議・打合せ交通費)	
15,838	事務費(封筒・事務用品、印鑑等)	
0	人件費	
0	調査費(書籍等)	
73,023	印刷費(案内状・資料印刷、用紙代)	
75,800	出張費(全国教研派遣1名)	
357,543	事業費(会場費、設立記念レプション、講師料・旅費)	
4,455	通信費(切手、送料)	
6,628	次期繰越金(現金)	
400,026	次期繰越金(ゆう貯普通)	次期繰越 380,000
1,099,248	計	

2015年度北海道高等教育研究所 (HIHE) の取組状況

(2016. 4. 16現在)

1. 2015. 5. 22 設立総会・理事会、祝賀会、30名の参加、毎日、道新
○道私大教連小松書記長準備
2. 2015. 5. 23 第1回 研究集会・研究会（道私大教連と共催）、20数名参加
3. 2015. 6. 16 第1回理事・監事会 13名参加
- ホームページ <http://jinken-net.org/heri/>
4. 2015. 7. 9 第1回事務局会議 4名
5. 2015. 7. 31 第2回理事・監事会 12名参加
①2015. 7. 31 ニューズレター第1号 発行
6. 2015. 8. 29～31 全国私大教研、新潟 報告者 市川 参加
2015. 8. 29 私立高校教職員組合協議会 高校財務の学習会に講師派遣（森氏）
7. 2015. 9. 15 第2回事務局会議 4名
8. 2015. 9. 25 第2回研究集会 16名前後
9. 2015. 11. 17 第3回事務局会議 4名
10. 2015. 11. 27 第3回理事・監事会 13名参加、理事1名、追加承認
②2015. 11. 31 ニューズレター第2号 発行
11. 2015. 12. 8 緊急公開・緊急シンポの打ち合わせ会
12. 2016. 1. 5 緊急公開シンポ実行委員会
13. 2016. 1. 9 緊急公開シンポ開催
14. 2016. 1. 9 理事・監事会、新年会
③2016. 4. 1 ニューズレター第3号 発行
15. 2016. 4. 12 会計監査
16. 2016. 4. 16 研究大会・研究集会及び総会
④2016. 5～6 2015年度 研究所所報第1号 発行予定
17. 2016. 7 研究会・1周年記念事業の集会予定

II. 2016年度計画**1. 調査研究活動**

2015年度に引き継ぎ、2016年度も研究と調査活動を会員・会員団体の協力で日常的に進め、その研究を深め、交流をはかっていく。そのための活動を2016年度も進める。

2. 研究例会・共同研究・研究大会を開催

1年間に2～3回程度の研究例会やシンポジウム、研究集会を開催すると同時に、共同研究やプロジェクトを組織して取組んでいく。

具体的には、1年間の研究成果を年1回の研究大会で報告する。当面、下記の事業を行う。

(1) 1周年記念講演会の開催

2016年6月に北海道の大学問題に関する講演会を研究所の1周年記念講演会として開催する。報告者等については、理事などからの推薦によって取り進める。

なお、共催について、これまで共催等で行ってきた諸団体への働きかけを行っていく。

3. 研究集会・例会

大学・高等教育問題について、自主的な調査研究を行い、その成果などを発表する。また、会員内外から講師を招いて、情勢にあった研究例会を開催する。

4. 受託事業について

2015年度は受託事業としてのアンケート調査などはできなかったもので、2016年度に行う。具体的な予定としては、次のとおりである。

- ① 高校生の大学進学意向調査
- ② 大学新入学者の家計負担調査分析
- ③ 会員内外の個人や団体から調査・研究を受託し、プロジェクトを組織し活動を行う。

5. ニューズの発行について(総会と研究例会などをもとに掲載・発行)

研究所の情宣活動として、1年間2～3号発行する。

6. 所報について

研究所の研究成果を公表するために年間1回程度発行する。

7. 会員の目標について

- ① 個人会員 50名 ② 団体会員 11団体
- ③ 賛助会員 5名・団体

2015年度、個人会員は2015年12月末で37人、団体会員5団体。2016年度は、目標の不足部分をクリアし、2015年度目標に到達できるようにする。

8. 2016年度の予算(別途)

収入として、団体会員の加入により、20万円が増額される予定である。また、支出として、今年度、調査研究費としての旅費と活動費・事務局費としての人件費を計上することにした。

III. 2016年度の具体的な事業運営の基本計画

1. 理事会、事務局会議の開催

2016年度の第1回理事会、そして、事務局会議を適宜開催する。

(1) 事業の実施計画について

1) 私立高校生の意向調査(公立高校生の意向調査)

プロジェクトチーム・メンバー担当・川村理事、長谷川理事(協力支援を姉崎代表理事)

2) 大学の「新入生父母家計負担調査と分析」—公費助成推進協から受託予定(30万円)

プロジェクトチーム・メンバー ● アンケートの回収後担当者を決める。

3) 私大教育の現状把握と課題

① 教育の現状把握と課題

② 財務の現状把握と課題 ③ 学生数の現状把握と入学者の動向把握と課題

④ 学校運営の現状把握と問題・寄附行為などを検討 担当・小山代表理事、片山・市川理事

⑤ 地域づくりと大学教育のありかたの検討 旭川市と旭川大学との連携などを調査する。

4) 国公立大教育の現状と課題

① 教育の現状把握と課題

② 財務の現状把握と課題

③ 学生数の現状把握と入学者の動向把握と課題

④学校運営の現状把握と問題

担当・光本理事、姉崎代表理事

(2)調査研究課題

- 1) 大学共通の学生支援についての検討－奨学金、及び返還予定者の人たちの実情把握、
担当・篠原理事
- 2) 道庁学事課において、道としての北海道の大学政策等の聞き取り調査を行う。

(3)事務局運営について

早期に開催し、次のことを行う。

- 1) 担当者、役割分担の再編について
- 2) その他

2. 2016年度の今後の計画

(1) 事業計画

- 1) 2016年度第1回理事会
- 2) 事務局会議
- 3) プロジェクトチームの打ち合わせ

(2) 事業計画の実施、

- 1) 地域の大学づくり、交流として、稚内市や稚内北星大学への訪問・交流などを検討
- 2) 具体的な市と大学との連携に関する調査研究を実施

(3) 第1回目の研究例会

(4) 情報発信

- 1) 通算第4号ニュースの発行 ——5月中に行う。 担当 事務局
- 2) 「所報」の発行について、2017年に第1号を発行予定 担当 事務局
- 3) 出版物について、2016年もまた検討する。 担当 小山代表理事

(5) 組織化について

- 1) 会員の組織化
- 2) 会員団体の組織化

(6) 財政について

会計担当を明確にして、安定した財政計画をたてていく。

2016年8月吉日

各位

北海道高等教育研究所 設立1周年記念講演会のご案内

北海道高等教育研究所では、設立1周年を記念して、記念講演会を下記のように開催することになりました。テーマとしては、本研究所でも2015年度から取り組んできた、大学危機・大学攻撃に立ち向かう地方・北海道の国公私大の取組みのあり方を問うものにしたと考えています。

具体的には、北海道でも最も重要な課題となっている、北海道地域における高等教育の将来的な有り様、特に、私立大学の存続のあり方や、今日、改めて問われている「大学の自治」や「学問の自由」、「大学の民主化」についての今日の課題などを語ってもらうことにしています。このようなテーマで、今回、廣渡清吾先生を講師としてお招きし記念講演会を開催します。会員の皆さまをはじめ、関係者の多くの方のご参加をお願いいたします。

記

～設立1周年記念講演会～

大学の理念・大学の危機—地方における 高等教育のあり方を考える

講師 廣渡清吾氏 (東京大学名誉教授、前日本学術会議会長)**【略 歴】**

廣渡清吾先生は法学者であり、前専修大学法学部教授、東京大学名誉教授です。専門はドイツ法、比較法、法社会学で、東京大学社会科学研究所教授、同大学副学長、日本学術会議会長等を歴任されています。

日時 2016年9月19日 13時半～16時
場所 北海学園大学 7号館3階D30番教室
主催 北海道高等教育研究所

【申し込み先】**北海道高等教育研究所 (道高等教育研)**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 原田ビル3F 道私大教連内

TEL : 011-261-3820 / FAX : 011-272-8186 / E-mail : doshikyoso@ybb.ne.jp